

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

NPO 法人福祉サポートセンター さわやか愛知

(ケアプランさわやか愛知 ・ さわやかデイサービス ・ ヘルパーステーションさわやか愛知)

1 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

当法人は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、当法人において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2 感染症の予防及びまん延の防止のための体制

事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する基本となる組織として、感染症対策委員会（委員会）を設置する。委員会で得た結果については当法人内の職員に周知徹底を図るものとする。

(1) 委員会の構成委員は運営会議・管理者会議出席職員とし、その他必要に応じ委員を指名する。

(2) 委員会の開催は、年に2回以上開催する。感染症事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(3) 委員会の役割

①感染症の予防対策及び発生時の対策の立案

②感染対策に係る指針、行動マニュアル（BCP）の作成

③感染対策に係る職員への研修、訓練の企画及び実施（研修、訓練ともにBCPと一体的に実施）

④利用者、職員の健康状態の把握

⑤感染症等発生時の対応と報告

⑥感染症対策実施状況の把握と評価

3 平常時の対策

(1) 事業所内の衛生管理

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努める。また厨房施設・洗面所・トイレ・浴室等の整備の充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的の実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

(2) ケアにかかる感染対策

介護の場面では、職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底しマスクを着用する。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

4 発生時の対応

- (1) 発生状況の把握 感染者が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、感染者の状況を速やかに法令遵守責任者に報告し、講じた措置を記録する。感染者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。
- (2) 感染拡大の防止感染者が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、必要に応じて感染者を隔離し、感染者に直接対応する職員を限定、看護師の指示を仰ぎ施設内の消毒を行う。マニュアルに従い感染拡大防止策を実施する。
- (3) 関係機関等と緊密に連携する。
 - ① 職員へ周知する。
 - ② 利用者のご家族へ情報提供と状況の説明を行う。
 - ③ 利用者担当ケアマネージャーへ感染者の状況および対応内容について報告する。
 - ④ 必要に応じ、医療機関への移送、かかりつけ医への連携を行い、適切な医療処置を速やかに受けられるよう対応する。
 - ⑤ 報告が義務付けられている感染症については、すみやかに保健所等へ報告し、指示を仰ぎ今後の対応について相談する。

5 行政への報告

担当者は、次のような場合、市町村等の高齢者施設主管部局に報告し、保健所にも報告し対応指示を求める。

- (1) 報告が必要な場合
 - ① 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者や重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合
 - ② 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ③ 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に感染症対策担当者が報告を必要と認めた場合
- (2) 報告する内容
 - ① 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数及び感染症又は食中毒が疑われる症状が認められた場合
 - ② 上記の利用者への対応や施設における対応等

6 本指針の閲覧

スタッフ、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるようにする。また、当法人ホームページにも公表する。

7 本指針の改正

本指針は、委員会において定期的に見直すものとし、必要に応じて改正を行う。

付則

令和6年4月1日より施行する